

廃水銀等の処分方法に結論

環境大臣に答申

環境省

環境省は、中央環境審議会循環型社会部会を2月6日に都内で開催した。「水銀に関する水俣条約」を踏まえた水銀廃棄物対策についての答申を取りまとめ、中環審会長から環境大臣に答申を行った。答申では、廃金属水銀等を特別管理産業

廃棄物に指定することや埋立処分基準などをまとめている。

廃金属水銀等の取り扱いについては、その有害性に鑑み、「特別管理産業廃棄物」に指定することが適当とした。特別管理産業廃棄物に指定する廃金属水銀等の具体的な要件

は、排出状況を踏まえ、排出状況は、排出状況を踏まえて定める。

廃金属水銀等の埋立処分については、硫化処理のみの水銀処理物（精製十硫化十硫化容器封入）または中間処理精製十硫化十固形化）後も判定基準を満たさない水銀処理物については遮断型最終処分場で

処分することが適当とした。

中間処理（精製十硫化十固形化）により、判定基準に適合する水銀処理物については要件に見合った管理型最終処分場に埋立可能としている。管理型最終処分場への埋立処分について

は、水銀溶出リスクを低減するため、他の廃棄物との混合埋立禁止、埋立終了時の不透水層の敷設によるキャッピングなどの雨水浸透防止措置を上乘せしめて規定する。

処分場の廃止後の水銀処理物の安定性を保持するには、上部遮水工の機能保持と跡地の形質変更の制限が必要となる。水銀廃棄物の埋立場所の記録保持の検討を行うとともに、形質変更の制限の考え方も整理する。